“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第95号
2015. 9. 1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

「鳥獣害防護柵の適正管理」研修会開催

今年度の島根県農地・水・環境保全協議会主催の技術研修会の１つとして、８月24日（西部会場：益田市）、８月25日（東部会場：飯南町）で「鳥獣害防護柵の適正管理」の研修会を開催しました。

西部会場には約80名、東部会場には約200名の参加があり、活動組織の方の鳥獣害対策への関心の高さがうかがえました。

研修会は、島根県西部農林振興センター益田事務所、中山間地域研究センター鳥獣対策科の職員を講師に、島根県で制作された啓発用DVD「しまねのイノシシ対策」と、各種侵入防止柵の仕組み、設置のポイント、島根県内の広域防護柵を設置された３集落の事例などを資料を基に講習していただきました。

研修の概要

- ■地域をイノシシ等の獣の餌場としない
  鳥獣にとって「①採食可能な場所、②安全な場所」この①、②の条件を満たす場所に鳥獣害の被害が出る
- ■防護柵の設置後、被害が発生してもあきらめない
  一回入られたら原因を検証し、防護柵を強化する
- ■獣種にあった適切な侵入防護柵を選定し、設置する
- ■電気柵を設置する場合には、その仕組みや維持管理の方法を正しく理解する
- ■広域防護柵が効果的
  - 地域ぐるみの取組みが効果的
  - 地域内での合意形成が大切
  - 設置後の下草刈り等の維持管理の体制づくりが大切

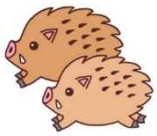

研修の最後には、質疑応答の時間を設け、「サルの被害に有効な対策は？」、「どのような場所に檻を設置すればよいか？」、「集落内に国道、河川が通っていて、全域を囲むことが無理な場合どうしたらよいか？」等、沢山の質問が寄せられました。

当日はアンケートにご協力いただきありがとうございました（２３６名回答）

◆獣種は何ですか

イノシシ	９８％
サル	２３％
シカ	６％
クマ	４％
その他	１４％
（ｱﾗｲｸﾞﾏ･ﾇｰﾄﾘｱ等）	

◆設置範囲

地域全体	３８％
農地毎	１４％
所有者の考え	４８％
今後予定	６％
その他	５％
（範囲を決めて等）	

◆資材は何ですか

電気柵	６６％
ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ	６７％
金網	１３％
トタン	３３％
その他	６％
（ﾈｯﾄ等）	

◆維持管理は誰が

組合等設立	７％
役員	１１％
集落全員	１８％
農家のみ	６１％

◆設置後の被害

なし	４８％
あり	４２％

→

アンケートでは、約９０％の方から「分りやすい内容だった」と感想をいただきました。
なお、今回の研修会資料は県協議会のホームページに掲載いたします。
参加された活動組織の皆さん、大変お疲れ様でした。
県協議会では、１０月に「機能診断・水路補修技術研修会」（同封資料参照）、年明けに「事務研修会」を予定しております。
なお「事務研修」、「技術研修」については、活動期間内にそれぞれ１回以上の受講が必要です。

突撃リポート　第12弾

田植えばやしも賑やかに

跡市環境保全組合(江津市)では、６月７日に「跡市子供田植えばやし」が江津市の山下市長、小笠原教育長をはじめ多数の来賓の方を迎えて盛大に開催されました。
「田植えばやし」の様子を、事務局の和田さんに伺いました。

沢山の方が参加されていますね。

田植えばやしは、跡市子供田植えばやし推進会、跡市小学校児童、同卒業生、早乙女は、跡市小学校児童、同卒業生、跡市保育園児、てごねっと石見、地元有志、総勢約５０名が参加しました。

見物された地域の皆さんは、大変喜んでおられたようですが。

見物には、約１５０名の方に来ていただきました。「お囃子」が集落にこだまし、皆さん楽しんでおられました。

「田植えばやし」は、一度途絶えたように伺いました。

広島県山県郡の芸北から跡市清見地区に伝わったとされる田植えばやしは、昭和２４年に金口地区に伝承されましたが、一旦途絶えました。
その後、同地区において昭和６３年に復活し、平成６年秋から後継者を育てるために跡市小学校の児童への指導が行われ、平成７年から小学生と一緒に花田植え行われるようになりました。
ただ、ここ近年高齢化に伴って伝承が危ぶまれたため、跡市地区の有志によって推進会が結成され、現在に至っています。

最後に、皆さんがこの田植えばやしに掛ける思いを伺わせてください。

跡市地区の子供たちにふるさとの思い出と誇りを持ってもらいたいと思っています。そしてこの伝統行事を次世代へも繋いでほしいと願っています。

終了後の写真には子供たちのはじける笑顔がありました。地域の皆さんに支えられて、「田植えばやし」が末永く続きますように。和田さんありがとうございました。

「機能診断・水路補修技術研修会」を開催します。

申込締切　9月18日

協議会主催の「技術研修会」第 2 弾として、農林水産省中国四国農政局土地改良技術事務所の担当者を講師に招いて、「機能診断・水路補修技術研修会」を下記の日程で開催します。

■西部会場　定員 80 名　　平成２７年 10 月 20 日(火) 13:00～15:00
「旭山村開発センター（旭センター）」（浜田市旭町今市 633-1）

■東部会場　定員 100 名　平成２７年１０月２１日(水) 10:00～12:00
「朱鷺会館」大ホール（出雲市西新町２丁目 2,456 番地 4）

※1 活動組織２名まで

詳細につきましては、同封の「研修案内」をご覧ください。

なお、今回の研修は会場、日程の都合上、定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願いします。

協議会ホームページでは、参加申込書のダウンロードや、前日までの申し込み状況が確認できます。

ようこそ相談室へ

個々の農業者が実施する畦畔等の草刈りについて　PartⅡ

先月号で個々の農業者が実施する草刈り日当の支払いについて紹介しましたが、下記のような方法もあります。

◆個々の農業者が各々の日時や範囲で畦畔の草刈りを行う場合

- ✧ 構成員の合意により、単位面積当たりの草刈りに要する費用(コスト)を算出する。
- ✧ 一定の期間内で各々が草刈りを実施し、組織内で草刈りが実施されたことを確認し、草刈り面積に応じて日当を支払う。

例）6/1～6/10 の間に畦畔の草刈りを個々の農家で実施した場合
(草刈りの早い人、遅い人も含めて１０ａ当たり８００円と決定)

○○集落	農用地面積	日当	実施日(個人の記録)
Aさん	１００ａ	100a/10a×800=8,000 円	6/1、6/5
B	１５３ａ	153a/10a×800=12,240 円	6/2、6/3、6/7、6/8
C	５２ａ	52a/10a×800=4,160 円	6/5、6/6
D	２０ａ	20a/10a×800=1,600 円	6/10
E	７５ａ	75a/10a×800=6,000 円	6/5、6/6

6月１５日　草刈りが実施されたことを確認する　　○○集落　代表　島根太郎

この場合も、活動記録、領収印は必要です。さらに、同単価（日当）の考え方を活動組織の内規等で制定し、構成員のみなさんの合意の上で行うことが大事です。

なお、活動記録の記入については、ネットワーク通信第 87 号を参照してください。

★今月の予定★

9月1日（火）	活動計画相談会（浜田市三隅支所）
9月3日(木) 4日(金)	活動計画相談会（津和野町）
9月8日(火) 9日(水)	活動計画相談会（佐田支所、湖陵支所、大社支所）
9月10日(木)	活動計画相談会（海士町、知夫村、西ノ島町）

ちょっと一息
おたよりコーナー

お茶目な看板も登場
協議会事務局

美郷町を通りがかると、車窓に法面アートが飛び込んできました。一昨年もこの風景は皆さんにご紹介しました。

“比之宮愛”“阪神タイガース愛”の想いがこもったアートです。

今年はお茶目な看板まで発見！！草刈りには大変なご苦労があると思いますが、心和む風景でした。

活動事例募集中！

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。
「原稿を書くのはどうも・・・」と思われれば、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。
「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。
TEL（0852）32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

～担当者の声～

先月末の「鳥獣害防止柵の適正管理」についての研修会に参加していただいた方々、お疲れ様でした。鳥獣の被害は全国的に深刻で、追い払う方法を知恵やお金を出し合って試行錯誤しているのが現状です。しかし、美郷町ではイノシシを貴重な地域資源として捕まえ、「山くじら」として食肉や革製品に加工し、今では町の一大産業にまでなっています。ピンチをチャンスに変える典型的な事例ですね。皆さんの地域でも高齢化や過疎化で様々な悩みがあると思いますが、発想の転換で明るい農村づくりができるといいですね。（協議会　M）

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根　Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

亀嵩地区環境保全管理協定
（奥出雲町）